

2. 条例の個別内容

前文

子どもは、一人の人間であり、かけがえのない大切な存在です。子どもには、人間として生きていくための当然の権利があります。子どもは、その権利が保障され、健やかに成長していくことができます。

子どもは、自分の意見を自由に言うことができ、大人は子どもの意見を尊重します。子どもは、安心して助けてとすることができ、大人は子どもを守ります。

子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合うことができます。

子どもは、大人と共に志免町をつくっていく仲間です。子どもが幸せな町は大人にとっても幸せな町です。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

子どもは、平和と豊かな環境のなかで、健やかに成長していくことができます。子どもは、世界中の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

私たちは、このような町づくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号通称子どもの権利条約）の理念に基づき、志免町が子どもの権利を尊重する町であることを明らかにし、この条例を制定します。

【解説】

前文では、はじめに、子どもは一人の人間であり、権利の主体であること、その権利が保障されることを記しています。

次に、意見表明や参加する権利について触れていますが、ここでいう「意見を自由に言う」ということは、わがまま勝手なことを指しているわけではありません。自分の考えに基づいた発言を、怯えることなく、諦めて無関心になることなく述べることを指しており、「意見を尊重」することは、それら子どもの意見を軽視したり、無視したりするのではなく、どうしてそのような意見をもつようになったのか、それに至るまでの考え方や状況などを思いやり、真摯に耳を傾けることを指しています。続く安心して生きる権利については、子どもが権利の主体であると同時に、大人とは異なる、保護や支援を必要とする存在であることを示しています。

次に、子どもの権利を尊重することで、互いの存在や意見などを大事なものと認めることにつながり、子どもと大人の関係、子ども同士の関係、ひいては人間同士の関係が、他人を思いやり、よりよいものになることに触れています。

次に、子どもを、志免町や社会をつくっていく一員であると認め、様々な場面でその力を発揮し、いきいきと過ごしていけるよう励まし、支援しながら、大人も子どもも幸せに暮らせる町づくりを目指すことについて明記しています。

次に、子どもが平和で豊かな環境においてのびのび育っていくこと、世界中を見つめる広い視野をもって自分たちができることを考え、実行していけるよう大人が支えていくことを示しています。「豊かな環境」とは、単に物質的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさを含めて、家庭環境、学習環境、自然環境など、幅広い意味合いをもちます。

最後に、これらをすべて踏まえたうえで、志免町が条例を制定することを宣言しています。